

**社会福祉法人草加市社会福祉協議会
新規採用職員募集案内書
正規職員**

社会福祉法人草加市社会福祉協議会

社会福祉法人草加市社会福祉協議会新規採用職員募集要項

1 職種及び資格

職種・業務	正規職員（事務、相談支援業務など）
応募資格	<ul style="list-style-type: none">① 短大もしくは専門学校以上を卒業した方② 昭和42年4月2日以降に生まれた方③ 普通自動車運転免許を有しており、日常的に運転する方（もしくは、運転することに不安のない方）④ Excel、Wordなどのパソコン操作ができる方⑤ 次のいずれかの資格があると望ましい。 社会福祉士、介護支援専門員、保健師・看護師、社会福祉主任用資格
その他	<ul style="list-style-type: none">①配属先については、所有している資格、業務経験等を踏まえて、決定いたします。②入職後、適性に応じて異動があります。（同建物内または草加市内の別拠点）

次の項目に該当する方は応募できません。

- (1) 過去に本会の職員採用試験に応募し、複数回不採用または選考外となつた方
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (3) 地方公共団体または社会福祉法人等において、懲戒免職等の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

2 採用人数 若干名

3 試験

(1) 書類審査：令和8年2月10日（火）までにメールにて審査結果を連絡。

（後日、書面にて結果通知を郵送）

(2) 二次選考：適性検査、小論文、面接（令和8年2月17日（火）予定）

※詳細な日時については、一次選考を通過した方に改めてご案内します。

4 合格発表 合否を問わず、応募者全員に通知します。

先んじてメールでご連絡しますので、soumu@soka-shakyo.jpからのメールを受信できるよう、設定しておいてください。

5 採用予定日 令和8年4月1日

6 健康診断

健康診断については、合格者のみ行い、費用は自己負担とします。ただし、3か月以内に健康診断を済ませている場合は、その写しに代えることができます。

7 受付期間、受付場所等

- (1) 受付期間 令和8年1月15日（木）から令和8年2月9日（月）まで（必着）
(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで ※ただし、土曜日・日曜日及び祝日を除く。
(3) 受付場所 社会福祉法人草加市社会福祉協議会 事務局
所在地 埼玉県草加市松江一丁目1番32号
(4) 応募方法 上記住所へ直接持参又は郵送にてご提出ください。
・郵送で提出する場合は、封筒の表に朱書きで「採用応募」と記載の上、「簡易書留」など記録の残る形でご提出ください。
・郵便事情等による書類到着の遅延については、一切の責任を負いかねます。

8 提出書類

1	履歴書（書式指定なし） (応募職種、メールアドレスを記載のこと。 また、最近3か月以内に撮影した写真を添付のこと。 履歴書は本会ホームページからダウンロードすることもできます)	各1通
2	職務経歴書	1通
3	最終学校卒業証明書、最終学校成績証明書※	各1通
4	資格証明書等の写し※ (運転免許証及び⑤に該当する資格証明書等)	各1通

※上記3、4の書類提出に時間を要する場合には、事前に本会まで連絡のうえ、上記1、2を先にご提出ください。

9 感染症防止に向けた対応について

- 試験会場では換気のため、適宜、窓やドアなどを開ける場合があります。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。
- 試験会場へ来場する前に体温を測定し37.5℃以上の場合、体調がすぐれない場合、新型コロナウイルス感染症などに罹患し治癒していない場合は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただけようお願いします。

10 その他

- (1) 応募書類は、一切お返しません。
(2) 結果に対する問い合わせは、一切お断りします。

[問い合わせ先]

社会福祉法人草加市社会福祉協議会 事務局 総務課
電話 048-932-6770

採用試験から採用までの経過及び採用後の給与等の待遇について

1 採用試験から採用までの経過について

採用試験に合格後、健康診断を受け、その診断結果の提出を確認し、採用が決定（内定）します。

2 勤務先について

住所 埼玉県草加市松江一丁目1番32号（最寄駅：獨協大学前駅）

名称 社会福祉法人草加市社会福祉協議会 松江事務所

※配属先によって、勤務先が変更になる場合があります（草加市内の別拠点）

3 勤務時間

毎週月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで（週5日）。

原則として休日は、土曜日と日曜日、祝日及び年末年始ですが、業務の都合上、変則勤務となる場合があります。その際には、調整して週休2日制の体制を探っています。

4 給与等について（令和7年度現在）

本会職員給与規則の規定のとおり

※人事院勧告等を参考に改正されることがあります。

（1）初任給（経験加算がない場合）

職名	学歴	本給	地域手当	基本給
主事	大学卒	220,000円	13,200円	233,200円
	短大卒	207,400円	12,444円	219,844円

※ 職務経験がある方については、本会の規定により一定の率で換算のうえ、経験加算されることあります。

※ 地域手当は、本給に扶養手当を加えた額の6%です。

（2）各種手当

地域手当の他、通勤手当、住居手当（賃貸名義人として賃貸住宅を借りている場合のみ）、扶養手当（扶養している場合のみ）、時間外勤務手当などが支給されます。

【住居手当一例】

家賃	手当額
月50,000円の場合	22,500円
月61,000円の場合	28,000円

※住居手当上限は28,000円です。

【扶養手当一例】

60歳以上の親・祖父母	6,500円
15歳までの子	13,000円
15歳から22歳までの子	18,000円

※1人あたりの金額です。

(3) 期末・勤勉手当

民間企業のボーナスに相当する手当として、期末・勤勉手当が年2回支給されます。

令和7年度支給期別の支給月数は、次のとおりです。

支給月	期末手当	勤勉手当	支給月合計
6月	1. 25月分	1. 05月分	2. 3月分
12月	1. 25月分	1. 05月分	2. 3月分
年間計	2. 5月分	2. 1月分	4. 6月分

※本給及び地域手当を基準とし、給与規則に則った計算がなされます。

5 休暇制度

休暇（年次有給休暇）は、本会職員就業規則の規定により付与されます。

年次有給休暇20日。前年度分は翌年度へ繰り越し可能（最大年間40日）

夏季休暇7日（令和7年度実績）

その他、忌引、結婚休暇、病気休暇、出産・育児休暇、子の看護休暇、介護休暇 等

6 加入保険等

労働保険、社会保険、退職手当積立基金

7 福利厚生

社会福祉法人福利厚生センターに加入しています。全国の指定保養所が安価に利用できるほか、各種割引制度が利用できます。